



「家庭から出るやっかいなごみ」は、いま

NPO法人コンシューマーズ京都 理事長 原 強

家庭から出るごみの中にとってもやっかいなものがいろいろあります。あなたもきっと経験されたことがあると思いますが、園芸用の農薬の残り、化粧品のびん、医薬品の使い残し、まだ中身が残っているスプレー缶、水銀体温計、割れた蛍光灯、昨年の灯油の残り……。これらのものをどうしてごみに出したらいいのか、結構むづかしいですね。

1 私たちのスタートライン

私たちのNPO法人は、1972（昭和47）年に結成された「京都消費者団体連絡協議会」を前身として、2003（平成15）年に「消費者保護」と「環境保全」の二つの領域で活動するNPOとして認証されました。NPO法人として「環境保全」の活動をはじめたとき、最初に取り組んだテーマの一つが「家庭から出るやっかいなごみ」ということでした（図1）。

私たちの調査はまったく手探りではじめたのですが、消費者・市民を対象にアンケートをするなど、1年ほどかけてたどりついたのが表1でした。ここにあげられた「やっかいなごみ」はどうしたら適正に処理されるのだろうかということから活動を始めたわけです。

当時、このような問題についての調査・研究は、環境省が全国の自治体において「受け入れない」としている廃棄物の実態アンケート（2001（平成13）年12月）などの調査¹⁾をもとにした検討、京都大学環境保全センターの「家庭系潜在廃棄物調査」（2000（平成12）



図1 活動を始めた頃のパンフレット

年10月—12月）などの調査・研究²⁾、東京都の四阿秀雄氏らの調査・研究³⁾などがあったのですが、一般的にはあまり知られていませんでしたので、私たちも後からこれらの情報を手にしたようなことでした。

これらの調査・研究が示していることは、欧米においては「家庭系有害廃棄物」（Household Hazardous Waste = HHW）はごみ収集・リサイクル事業の一環として取り組みが行われているということでした。私のささやかなヨー

表1 「家庭から出るやっかいなごみ」の分類

区分	品目例
爆発性や引火性のあるもの	スプレー缶、カセット式ガスボンベ、小型ガスボンベ、ライター、液体燃料(灯油)、火薬
有害な物質を含むもの	化学薬品、農薬・殺虫剤、医薬品、溶剤・塗料、蛍光管、電池・バッテリー、体温計
感染性があるもの	在宅医療器具
収集・処理が困難なもの	ピアノ、大型金庫、スプリング入りマットレス、タイヤ、自動車・オートバイ、消火器

ローoppaのごみ事情調査での見聞体験でも「有害・危険ごみ」の回収に力を入れている事例を見聞することができました。

それに比べてわが国においては、この問題については取り組みがほとんど始まっておらず、多くの消費者・市民がごみとして出しにくい、自治体も引き取ってくれない、したがって「家庭で眠っているごみ」が多数あるのが実態だったのだと思います。

私たちが「家庭から出るやっかいなごみ」について活動を始めたときの問題意識は化学物質による環境汚染というところにありましたので、農薬や薬品類、ペンキの残りなど「有害な物質を含むもの」の適正処理システムが必要なのではないかということでしたが、実際に消費者・市民のアンケートで出された声が大きかったのはスプレー缶の問題でした。この問題は、スプレー缶が原因と考えられるパッカー車の爆発炎上事故が相次いでいましたので、全国の自治体でも対策が求められていたものでした。私たちもスプレー缶の分別回収に取り組んでいる自治体の見学や業界団体との意見交換などを行いました。

私たちは、この問題を手はじめに、蛍光管など「家庭から出るやっかいなごみ」の回収・適正処理システム作りを目指してきたというわけです。

2 10年経ったいま

それから10年以上が経過しました。

この間に、ごみ問題についての消費者・市民の意識はとて高まったといえます。他方では、国の各種リサイクル法制度も充実しました。それをうけて、多くの自治体において分別・リサイクルの取り組みも進んできたといえます。

しかし、当然ながら自治体の分別・リサイクルで手がつけれやすかったのは、缶、ビン、ペットボトルなどでした。すなわち、「一般ごみ」の中から資源化しやすいものを分別回収していくということでした。プラ容器包装ごみの分別も行われましたが、容器包装リサイクル法の対象外のプラスチック類についてはとり残されることになった自治体が少なくないのではないのでしょうか。いままで「プラスチックごみ」という分別項目があったところで、「プラ容器包装材」だけが分別されるようになり、それ以外のプラスチックごみの行き場がなくなり、一般ごみとし

表2 家庭から出るやっかいなごみの出し方 京都市「ごみ分別辞典」から⁴⁾

品目	区分	出し方のポイント
薬（服用する必要がなく なり余った場合）	燃やす	農薬・劇物は販売店に相談
薬の容器（液体びん）	缶等	中をすすぐ。農薬・劇物のびんは「燃やす」で、 中が入っている場合は販売店に相談
薬の容器（錠剤・粉）	缶等 プラ	中をすすぐ。びんは「缶等」。プラ製のは「プ ラ」。農薬・劇物のびんは「燃やす」で、中が入っ ている場合は販売店に相談
蛍光管	蛍抛	割れた物など、拠点に返却できないものは厚紙等 に包んで袋の中央に入れ、危険のないように「燃 やす」で出す
劇物（劇薬）	禁止	販売店に相談
化粧品のびん	缶等	中をすすぐ
化粧品の容器（プラ製）	プラ	中をすすぐ。汚れが取れない場合は「燃やす」
血圧計	燃やす 大型	片手で持てる程度でゴミ袋が縛れる状態なら「燃 やす」。それ以外は「大型」
体温計（水銀）	燃やす	厚紙等に包んで袋の中央に入れ、危険のないよう に出す

注)「燃やす」は「もやすごみ収集」。「缶等」は「缶、びん、ペットボトル収集」。「プラ」は「プラスチック製の容器と包装分別収集」。「蛍抛」は「蛍光管拠点回収」。「禁止」は「京都市では収集できないもの」。「大型」は「大型ごみ」

て焼却処理されることになった自治体の例もあるようです。

「有害・危険ごみ」の適正処理に意欲的に取り組む自治体は多くありませんでした。結果として多くの自治体のごみ回収・リサイクル事業のなかで「家庭から出るやっかいなごみ」の回収・適正処理の課題はまだ残されているのではないのでしょうか。

京都市の場合を例にして考えます。

京都市では、この間、家庭ごみ袋有料指定制が採用されました（2006（平成18）年10月）。これと前後して、分別・リサイクルの取り組みが一段階すすんだといえます。「ごみ減量・分別ハンドブック」（2011（平成23）年3月発行）⁴⁾などでその考え方をまとめて表現しています。くわしくは京都市のホームページでご覧いただくことができますので、直接、この「ハンドブック」を見

ていただきたいのですが、この中の「ごみ分別辞典」として消費者・市民が「出したいごみ」ごとにその出し方が五十音順に示されています。例えば、表2をご覧ください。

このような「ごみの出し方」は「有害・危険ごみ」ということにこだわったとき、これでいいのかな、こうしか仕方がないのかな、といった気になることがあるのですが、京都市としても販売者責任、拡大生産者責任を求めるという立場がありましたので、このあたりが当時としてはせいっぱいのところだったのでしょう。それでも他の自治体の取り組み状況からみて特に見劣りがするわけではありませんでした。

他方で、「これらは京都市では収集できません」として

■有害物質を含むもの 小型充電電池、ボタン電池、自動車バッテリー、

劇薬・毒物などの薬品類、農薬（園芸用など）

■収集や処理に危険を及ぼすおそれのあるもの 石油類、塗料・溶剤、ガスボンベ

■体積や重量が著しく大きいもの 自動車、タイヤ、大型モーター、ピアノなどがあげられています。

このように、家庭から出るごみの中には自治体としても取り扱いに困り、「収集できないごみ」「適正処理困難物」とされるものがいろいろあり、なかなか問題解決にすすんでいないのが現状なのです。

今回の特集になっている「化粧品・医薬品」に関しても、表2で説明されていますが、現場での取り扱いはなかなかむづかしいのが実態です。そのようなことから、京都市では、その後の実情もふまえて、多くの「化粧品のびん」「医薬品のびん」は「缶、びん、ペットボトル収集」の対象にしてリサイクルを推進するようにしていますが、それでも「化粧品のびん」のうちピンクや緑など目につきやすい色がついたものはリサイクルしにくいことから「燃やすごみ」として取り扱うようにしているとのこと。「燃やさないごみ」の分別区分がある自治体であれば、食品以外のびんは「燃やさないごみ」で取り扱う場合が多いのかと思われそうですが、京都市の場合、「燃やさないごみ」という分別区分がないため、このような取り扱いになっているものと思われる。どちらがいいと簡単にはいいがたいもので、問題のむづかしさを感じ

させられます。

3 「有害・危険ごみの移動式資源回収」の経験

京都市では、「ごみの半減化プラン」(2010(平成22)年3月)にもとづき受け入れごみ量をピーク時の82万トンから39万トンに削減するという目標のもとに取り組みのレベルをさらに引き上げてきました。

すなわち、ごみ減量のための取り組みがすすむなかで、京都市の受け入れごみ量は50万トンを下回るころまで削減されてきましたが、そこで「下げ止まり」になってきたのです。そこで、ごみ減量のための追加的な取り組みがいくつも準備されてきました。

この中で「有害・危険ごみ」についての回収方法が検討され、これまでのごみ回収・リサイクルの方法に追加して、「有害・危険ごみの移動式資源回収」の取り組みが実施されるようになりました。

この方法を採用するにあたっては、「有害・危険ごみに関する市民アンケート」(2009(平成21)年1月から2月に実施)の結果等⁵⁾をもとに検討が進められ、2011(平成23)年度の実験を経て、2012(平成24)年度から本格的に実施されるようになりました。

具体的には、従来から拠点回収の対象になっていた品目に加え、石油類、医薬品・農薬、化学薬品・塗料・ワックス・絵の具、洗浄剤、中身の入ったカセットボンベ・スプレー缶、せん定枝、食器などを新たに回収品目に指定し、合計23品目について、小学校や

表3 京都市における「有害・危険ごみの移動式資源回収」の実績 (Kg)

回収品目	2012年度 (34地区×2)	2013年度 (48地区×2)
1 石油類	3,558	6,709
2 医薬品・農薬	1,382	1,100
3 化学薬品・塗料・ワックス・絵の具	2,973	5,055
4 洗剤	949	1,987
5 中身の入ったカセットボンベ・スプレー缶	3,438	4,972
6 せん定枝	4,361	4,500
7 食器	8,802	7,911
8 てんぷら油	1,089	1,458
9 蛍光管	884	1,721
10 乾電池	1,937	2,307
11 リユースびん	1,123	1,499
12 紙パック	90	168
13 古紙類	6,752	7,073
14 雑がみ	1,462	890
15 古着類	13,350	17,110
16 ボタン電池	8	7
17 充電式電池	71	134
18 小型家電	1,891	4,717
19 記憶媒体類	5,588	8,274
20 刃物類	252	478
21 インクカートリッジ	62	170
22 水銀体温計、水銀血圧計	20	42
23 使い捨てライター	179	295
総合計	60,221	78,578
来場者数 (人)	5,789	9,898

公園を利用し、日を決めて回収窓口を設けるというものでした。取り組み結果は、2013（平成25）年度のデータでいうと（48地区×2回）実施し、合計78,578kgの有害・危険ごみが回収されたということです（表3）⁶⁾。また、来場者も1万人近くに達しました。いまままで「家庭で眠っていたごみ」がやっと出せる、それもワンストップで出せるというわけですから、その評判もよく、「また持参したい」という声が多数寄せられたとのことです（写真1）。

この方法は、京都市としてみれば、

従来の回収方式に新しい方式を追加し、二重の回収方法をとるわけですから、それだけコストがかかるわけです。しかし、他方で、直接市民と対話して、一人ひとりに啓発する数少ないチャンスになると評価できることから、ひきつづきこの事業を発展させたいと表明されています。

「家庭から出るやっかいなごみ」に関わってきた私たちも、このような取り組みについては、従来からやってほしかったものであり、これからさらに市民参加を強め、定着できればと思います。

もちろん、このような京都市の取り組みは他の自治体ではなかなかできないことかもしれません。しかし、「有害・危険ごみ」対策をまじめに考えた時、必要な取り組みだといえると思います。ぜひ、一つのモデルとしてご検討いただきたいものです。

4 問題解決のために

「家庭から出るやっかいなごみ」の問題解決のためには、わが国の廃棄物処理行政のなかで、「有害・危険ごみ」など「家庭系有害廃棄物」についての位置づけを明確にし、だれがどのように処理すべきなのか、その際、コストはだれが負担するのかということまではっきりすることが必要なでしょう。

わが国の廃棄物処理行政では、ごみの回収・リサイクル事業は市町村によって行われていますので、全国一律のシステムを想定することはできませんが、「家庭系有害廃棄物」の収集処理システムとしては、対象とするごみの種類に即して、

- ① 再資源化できるものは資源回収の視点から考える



写真1 京都市移動拠点回収の様子

- ② 環境汚染につながる有毒性の高いものについては化学物質の総合的な管理という立場で考える

ことが求められることでしょう。そして、それをすすめるにあたっては、繰り返しのようになりますが、やはり国が明確な方向付けを行い、市町村をリードすることが不可欠なことです。

このほど、「水銀に関する水俣条約」が採択され、現在、国内対策が検討されていますが、国が方向を明確に示すならば、水銀含有廃棄物に関する回収・適正処理のためのシステムづくりの機運が高まり、各市町村でも検討がすすむものと思います。

同様に、「家庭から出るやっかいなごみ」の回収・処理のためには、国段階で「家庭系有害廃棄物」全般についての検討がすすめられることがどうしても必要なのです。

問題解決の方向が明確になる日が早く来ることを強く願うものです。

参考文献

- 1) 環境省：廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ、環境省調査中間報告資料、経済的負担措置等に関する市町村アンケート結果について、別紙6（2002）
<http://www.env.go.jp/council/toshin/t03-h1311/t03-h1311.pdf>
- 2) 高月紘：「未知なるごみ」を追って～家庭系有害ごみと引越しごみの実態～、C&GN0.6, pp.76-79（2002）
- 3) 四阿秀雄、及川 智：小口・家庭系有害廃棄物の管理システムに関する検討、東京都環境科学研究所年報、pp.174-181（2002）
http://www.tokyokankyo.jp/kankyoken_contents/report-news/2002/haiki2.pdf
- 4) 京都市：ごみ減量・分別ハンドブック（保存版）（2011）
<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000103069.html>
- 5) 環境省：水銀に関する水俣条約公開セミナー～水銀等を含む有害・危険ごみの移動式資源回収の取組について～、有害・危険ごみに関するアンケート調査、pp.12-13（2014）
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/seminar/20140312/mat04.pdf>
- 6) 京都市：「水銀に関する水俣条約」採択1年記念フォーラム、京都市の報告資料